

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成31監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「県有施設における利用者の安全及び安心の確保について」）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年10月29日

奈良県監査委員 内 野 正 博

同 森 田 康 文

同 尾 崎 充 典

同 浦 西 敦 史

平成31監査年度 行政監査 措置状況一覧

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
<p>知事公室</p> <p>消防学校</p>	<p>第2項定期点検の不実施について 都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。 今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。（指摘事項）</p> <p>第4項定期点検の不実施及び一部不実施について 都道府県等の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。 今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。（指摘事項）</p> <p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について 防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。 監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。 今後、上記の6施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。（指摘事項）</p>	<p>建築基準法第12条第2項定期点検について、令和2年11月に実施する。 今後も、建築基準法第12条第2項定期点検を3年に1回以上実施する。</p> <p>建築基準法第12条第4項定期点検について、令和2年11月に実施する。 今後も、建築基準法第12条第4項定期点検を年に1回以上実施する。</p> <p>令和2年4月14日及び令和2年9月10日に総合訓練を実施した。 今後も、消火、通報及び避難訓練を年1回以上実施する。</p>
<p>うだ・アニマルパーク 振興室 （うだ・アニマルパーク動物学習館）</p>	<p>第2項定期点検の不実施について 都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。 今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。（指摘事項）</p> <p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について 防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。 監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。 今後、上記の6施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。（指摘事項）</p>	<p>建築基準法第12条第2項定期点検を令和2年3月23日に実施した。</p> <p>職員用防災マニュアルを整備した上で、令和元年12月16日に消防訓練等を実施した。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
地域振興部		
文化会館	<p>施設の不具合による利用者の怪我について</p> <p>文化会館では、平成31年度に通行者が前庭の通路の凸凹で転倒し、擦り傷と打ち身を負うという怪我が発生していた。文化会館は、通路の一部に不具合があったことを把握していたが、当該箇所、利用者が怪我をするかもしれないという認識はなく、特に対応をとっていなかった。</p> <p>今後、文化会館は、不具合がある場合には速やかに修繕を行うなど施設の安全性を確保し、事情により速やかに修繕できないときは、同様の事例が再度発生しないよう、カラーコーンや看板の設置や張り紙等により利用者に注意を促すなど、適切に対応されたい。 (注意事項)</p>	<p>平成31年4月に発生した怪我の事案について、怪我をされた当日に該当箇所に注意書きを貼付したカラーコーン3基を設置し、通行者や利用者への注意喚起を実施した。</p> <p>その後、令和元年11月28日から29日にかけて凹凸の修繕工事を実施し、完了した。</p> <p>今後、不具合が発生した場合には、速やかに通行者や利用者へ注意喚起を行うとともに、施設の安全性が確保される必要な修繕を行うよう努める。</p>
橿原考古学研究所附属博物館	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p> <p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。</p> <p>今後、上記の6施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>改修工事が令和3年度中に終了予定であるため、橿原市建築指導課に相談したところ、工事終了後速やかに、建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期点検を行うよう指示があったことから、工事終了後から開館までの間に第2項定期点検を実施する。</p> <p>今後は、同法の規定に基づく定期点検の適切な実施に努める。</p> <p>消防法施行令第3条の2第2項の規定に基づく訓練について、令和元年度において、令和2年3月に消火、通報及び避難の訓練を実施した。</p> <p>今後は、同法施行令の規定に基づく訓練の適切な実施に努める。</p>
民俗博物館	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p> <p>第4項定期点検の不実施及び一部不実施について</p> <p>都道府県等の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期点検について、令和元年度において、令和2年2月に実施し、完了した。</p> <p>今後は、同法の規定に基づく定期点検の適切な実施に努める。</p> <p>建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期点検について、令和元年度において、令和2年2月に実施し、完了した。</p> <p>今後は、同法の規定に基づく定期点検の適切な実施に努める。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。</p> <p>今後、上記の6施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>消防法施行令第3条の2第2項の規定に基づく訓練について、令和元年度において、令和2年1月に消火、通報及び避難の訓練を実施した。</p> <p>今後は、同法施行令の規定に基づく訓練の適切な実施に努める。</p>
<p>福祉医療部</p> <p>心身障害者福祉センター</p>	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p> <p>第4項定期点検の不実施及び一部不実施について</p> <p>都道府県等の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>予算措置を行い、令和2年度中に第2項定期点検を実施する予定である。</p> <p>今後は、建築基準法第12条に基づき、同点検を適切に実施するよう努める。</p> <p>予算措置を行い、令和2年度中に第4項定期点検を実施する予定である。</p> <p>今後は、建築基準法第12条に基づき、同点検を適切に実施するよう努める。</p>
<p>こども・女性局</p> <p>中央こども家庭相談センター</p>	<p>第4項定期点検の不実施及び一部不実施について</p> <p>都道府県等の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>建築基準法第12条第4項に基づき、令和2年12月9日に定期点検を実施する。</p>
<p>精華学院</p>	<p>特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和2年3月30日に消火訓練及び避難訓練を実施し、令和元年11月19日実施分を併せて年2回の実施をした。また、令和2年度以降も年2回の訓練を実施するよう計画を変更した。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
<p>くらし創造部</p> <p>榎原公苑 (明日香庭球場を除く。)</p>	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和2年度において速やかに定期点検を実施するとともに、今後も3年以内ごとの定期点検を実施し、建築物の適正な維持管理と安全確保、法令遵守に努める。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>競輪場</p>	<p>特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p>	<p>平成31年度は、令和元年10月及び令和2年1月の2回、消火訓練及び避難訓練を実施した。</p> <p>今後も引き続き、年2回以上の消火訓練及び避難訓練を実施していく。</p>
<p>奈良労働会館</p>	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和2年8月7日に建築基準法第12条第2項の規定に基づく特定建築物に係る定期点検を実施した。</p>
<p>高等技術専門学校</p>	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。(注意事項)</p>	<p>令和元年度は、令和2年3月に消火訓練を含めた総合訓練を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかった。</p> <p>そのため、機器の位置や通報や避難の流れについて職員への周知及び確認を行った。</p> <p>今年度についても、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえながら、時期、内容を検討の上、実施する予定である。</p>
<p>産業会館</p>	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和2年7月22日に当該定期点検を実施し、報告書を提出する。</p> <p>今後とも、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、適切に定期点検を実施する。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
まちづくり推進局 馬見丘陵公園 (公園館・研修棟)	<p>第2項定期点検の不実施について 都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。 今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p> <p>第4項定期点検の不実施及び一部不実施について 都道府県等の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。 今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p> <p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について 防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。 監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。 今後、上記の6施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。(指摘事項)</p>	<p>建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を令和2年6月15日に実施済みである。</p> <p>建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を令和2年6月15日実施済みである。</p> <p>消防法施行令第3条の2第2項に基づいて、令和元年7月23日、9月3日に実施済みである。</p>
建築安全推進課	<p>建築基準法に基づく定期点検の実施の周知徹底について 監査の対象とした45施設のうち、23施設が建築基準法に基づく第2項定期点検を実施しておらず、29施設が第4項定期点検を実施していなかった。 ついては、建築基準法の施行について所管する建築安全推進課は、第2項定期点検又は第4項定期点検を実施していなかった計34施設を含む各施設に対し、建築基準法に基づく定期点検を適切に実施するよう、周知徹底を図られた。また、点検が必要な施設を抽出し、点検の実施状況を定期的に調査する等の対策を講じることを検討されたい。(意見事項)</p>	<p>各施設の所管課に対し、県が所有又は管理する特定建築物及び特定建築設備等について、定期点検が義務付けられていること及び定期点検の実施について再度周知を行った。 定期点検を実施していなかった34施設については、定期点検の実施状況を調査し、所管課が定期点検の必要性を認識していること及び定期点検の実施状況を確認した。 今後も、定期的な周知及び定期点検の実施状況の把握に努める。</p> <p>【周知】(参考) ・平成31年3月19日 建号外 建築基準法第12条第2項等の規定に基づく点検の適切な実施について</p> <p>【再周知】 ・令和2年4月1日 建第42号 平成31年度行政監査結果をふまえた建築基準法第12条第2項等の規定に基づく定期点検の適切な実施について</p> <p>【実施状況の調査】 ・令和2年8月11日 建第267号 建築基準法に基づく定期点検の実施状況について(照会)</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
県有施設営繕課	<p>適切な保全業務の実施について</p> <p>県有建築物の保全指導に関することを所管している県有施設営繕課では、「所管課・施設管理者のための県建築物の保全の手引き」で、保全計画の一つとして年度保全計画を掲げ、当該年度の日常の維持管理、点検保守及び修繕に関する計画を立案するものであるとして、保守点検、清掃の作業の名称、点検回数等を記載する年度保全計画表の参考例を示している。</p> <p>また、日常点検の実施状況を記録しておくことにより、いつ、誰が、どのような内容の点検を実施したか、不具合がいつ頃から発生しているか、複数回にわたり繰り返し生じているか、同一の不具合が施設の他の箇所でも発生しているかなど客観的に時系列的に確認ができ、記録した結果をその後の保全や修繕に活用することが可能となる。そして、日常点検のチェックリストを活用することが有用である。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、30施設で同計画を作成しておらず、そのうち18施設で同計画を作成することを知らなかったとしていた。また、19施設で日常点検の結果を記録しておらず、27施設で日常点検のチェックリスト又は点検項目一覧表を作成していなかった。</p> <p>については、県有施設営繕課は、各施設に対して、計画的な保全業務のために年度保全計画を作成し、日常点検の結果を記録すること及びチェックリストを活用した日常点検を実施するよう周知を図られたい。 (意見事項)</p>	<p>県有建築物の所管課・施設管理者に対し、「所管課・施設管理者のための県建築物の保全の手引き」を参考に年度保全計画を作成し、日常点検結果の記録及びチェックリストを活用した日常点検を行うよう周知した。</p> <p>今後も、定期的な周知に努める。</p>
教育委員会 学校支援課	<p>第2項定期点検の不実施について</p> <p>都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p> <p>第4項定期点検の不実施及び一部不実施について</p> <p>都道府県等の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。</p> <p>今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>指摘のあった施設のうち、学校施設については平成31年度に点検を実施済みである。</p> <p>指摘のあった施設のうち、学校施設については令和2年8月より点検を実施している。</p>
奈良朱雀高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、関係法令を遵守し、本校の防災計画に沿って、消防機関とも連携を図りながら、消火、通報、避難訓練を実施する。</p>
奈良高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、本校の「消防計画」に基づき、消防機関と連携を図りながら、消火、避難訓練の実施に努める。実地については、本校の危機管理マニュアルに添って行う避難訓練において消火、通報、避難訓練を実施していく。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
平城高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、本校の「消防計画」に基づき、消防機関と連携を図りながら、消火、通報、避難訓練を実施する。</p>
登美ヶ丘高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、本校の「消防計画」に基づく「年間計画」を見直し、避難、消火、通報の訓練を実施する。</p>
郡山高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、本校の「消防計画」に基づき、消防機関と連携を図りながら、消火、避難訓練を実施する。(本校の危機管理マニュアルに添って行う避難訓練で消火、通報、避難訓練を実施していく)</p>
磯城野高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、実施計画の作成の見直し等を行い、消火、通報及び避難訓練を適切に実施する。</p>
橿原高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>令和2年度について、消火、通報及び避難の訓練の実施を3学期に行うことを計画済みである。 令和3年度以降も訓練を適切に実施する。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
畷傍高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、実施計画の作成の見直し等を行い、消火、通報及び避難の訓練を適切に実施する。</p>
桜井高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、本校の「消防・防災計画」に基づき、消防機関と連携を図りながら、消火、通報、避難訓練を実施する。</p>
香芝高等学校	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。</p> <p>今後、上記の6施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>平成31年度は、令和元年5月24日に避難訓練を実施し、同年12月11日に消防設備使用訓練、点検を実施した。</p> <p>今後も、消火、通報及び避難訓練を適切に実施する。</p>
十津川高等学校 (顕彰寮、清香寮)	<p>非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について</p> <p>防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。</p> <p>監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった。</p> <p>今後、上記の11施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、本校の「消防計画」に基づき、消防機関と連携を図りながら、消火、通報、避難訓練を実施する。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
奈良西養護学校	<p>特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について 防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。 特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。 今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>年2回実施している避難訓練に加えて、消防法施行規則に定められたとおり、消火訓練を年2回実施するよう改める。</p>
二階堂養護学校	<p>特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について 防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。 特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。 今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令を遵守し、本校の防災計画に沿って、消防機関とも連携を図りながら、消火、避難訓練を実施する。</p>
高等養護学校	<p>特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について 防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。 特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。 今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>一部訓練が未実施であった指摘を受け、校内でこの事実を共有し、令和2年度より訓練実施に取り組む。</p>
西和養護学校	<p>特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について 防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。 特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。 今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令を遵守し、本校の防災対応マニュアルに沿って、消防機関とも連携を図りながら、消火、避難訓練を実施する。</p>